

福岡市公報

令和 8 年 2 月 16 日 第7212号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次一
規
則

ページ

○単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正（第 4 号）…………… 1

規

則

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 2 月 16 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 4 号

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年福岡市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 82の項から153の項までを次のように改める。

82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30

91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	31
99	54	57	64	31
100	54	58	64	31
101	55	58	65	32
102	55	58	66	32
103	55	59	67	32
104	55	59	68	32
105	55	59	69	32
106		60	69	32
107		60	70	33
108		60	70	33
109		61	71	33
110		61	71	33
111		61	72	33
112		61	72	33
113		62	72	34
114		62	72	34
115		62	72	35
116		62	72	36
117		63	72	37
118		63	72	37
119		63	72	38
120		63	72	38

121		63	72	39
122		63	72	39
123		63	72	40
124		63	72	40
125		63	72	41
126		63	72	42
127		63	72	43
128		63	72	44
129		63	73	45
130		63	74	45
131		63	75	46
132		63	76	46
133		63	77	47
134		63	78	47
135		63	81	48
136		63	81	48
137		63	89	49
138			90	50
139			91	51
140			92	52
141			97	53
142			98	54
143			99	55
144			100	56
145			105	57
146			106	58
147			107	59
148			108	60
149			109	61
150			110	62

151			111	63
152			112	64
153			113	65

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用日)

- 2 この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和 7 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とする。
- 4 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のある職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、改正前の規則の規定による号給とすることができる。